



平成26年7月15日

各位

会社名 ローランド株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三木 純一  
(コード番号 7944 東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員 田村 尚之  
(TEL. 053 - 523 - 3652)

### 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付で、平成26年9月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成26年7月30日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会においてその権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基準日 平成26年7月30日（水曜日）
- (2) 公告日 平成26年7月16日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.roland.co.jp/ir/koukoku.html>

##### 2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成26年5月14日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に

規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換に別個の種類の本社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上